

# PAZ内輸送能力の確保

- 輸送能力確保に当たっては、社会福祉施設、在宅の避難行動要支援者、教育機関の避難のために、島根県内のバス会社が保有する車両のほか、中国電力が配備する車両により、必要車両台数を確保
- 島根県内のバス会社等と連携し、 人程度の輸送能力を確保

**要精査**
**車両確保先、確保時期、確保台数**

	P A Z					
	施設敷地緊急事態			全面緊急事態		
	バス	福祉車両 (車椅子)	福祉車両 (ストレッチャー)	バス	福祉車両 (車椅子)	福祉車両 (ストレッチャー)
確保車両台数	1, 3 6 9 台	1, 0 2 6 台	8 4 台	1, 3 6 9 台		
県内自治体						
県内医療機関、社会福祉施設		9 3 5 台	5 9 台			
県内バス会社	7 9 1 台		9 台	7 9 1 台		
中国電力株						
鳥取県内のバス会社等	5 7 8 台	9 1 台	1 6 台	5 7 8 台		

※ バス車両数は中国運輸局調べによる。福祉車両は、平成27年バス事業者調査等による。

## 8. UPZ内の防護措置等

### <対応のポイント>

UPZ内の学校・保育所の児童生徒等は、警戒事態の段階で、保護者の元へ帰宅させる。

UPZ内の住民は、施設敷地緊急事態の段階で、屋内退避の準備をする。

UPZ内の住民は、全面緊急事態の段階で、屋内退避を実施する。

# UPZ内児童生徒等の保護者への引き渡し・屋内退避等

- UPZ内の児童生徒等は、警戒事態の段階で県又は市において保護者への引き渡しが決定された場合、安全を確認した上で引き渡しを開始
- 施設敷地緊急事態の段階でも引き続き帰宅をすすめる
- 全面緊急事態の段階で児童生徒等が残っている場合は、災害対策本部からの指示に従い屋内退避

## 児童・生徒等の各段階における動き

警戒事態 (EAL1) ・ 施設敷地緊急事態 (EAL2)	全面緊急事態 (EAL3)		O I L 1 O I L 2
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;">学 校</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 安全を確認した上で、引き渡し</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;">保護者へ引き渡し</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;">学校で屋内退避</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 災害対策本部の指示に従い、屋内退避</li> <li>• 避難指示があった場合には、学校単位で地区ごとに割り当てられた避難先へ避難し、避難先で保護者へ引き渡す</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;">保護者へ引き渡し</div>	放射 性 物 質 放 出	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 保護者とともに広域避難先へ一時移転等</li> </ul>

# UPZ内即時避難困難者の屋内退避、一時移転等 ①

- UPZ内においても、緊急時に即時避難が困難な病院の入院患者や社会福祉施設の入所者等の避難行動要支援者が屋内退避するたるための建物に放射線防護対策を実施
- 放射線防護対策施設は、UPZ内で病院が3か所、入所社会福祉施設が13か所があり、942人が入院、805人が入所

市名	施設名	所在地	定員
松江市	東部島根医療福祉センター	東生馬町	100
	松江赤十字病院	母衣町	645
境港市	鳥取県済生会境港総合病院	米川町	197
病院		3	942
松江市	特別養護老人ホーム大野の郷	大野町	80
	特別養護老人ホームあいかの里	岡本町	50
	地域密着型特別養護老人ホームいやしの館	西川津町	20
	特別養護老人ホーム明翔苑	西浜佐陀町	55
	特別養護老人ホームうぐいす苑	西法吉町	50
	特別養護老人ホームすまいる苑	法吉町	100
	介護老人保健施設悠々園	川原町	80
	介護老人保健施設もちだの郷	東持田町	100
	授産センターよつば	打出町	60
	持田寮	東持田町	30
	シリウス苑	法吉町	40
米子市	介護老人保健施設弓浜ゆうとびあ	大崎	70
境港市	光洋の里	渡町	70
入所社会福祉施設		13	805

UPZ内放射線防護対策整備済施設



# UPZ内即時避難困難者の屋内退避、一時移転等 ②

- UPZ内放射線防護対策施設の即時避難困難者は、施設敷地緊急事態の段階で放射線防護対策施設での屋内退避の準備を開始
- 全面緊急事態の段階で、屋内退避を実施。合わせて放射線防護装置を起動
- 適切な搬送体制の確保を待って一時移転等

## 即時避難困難者（放射線防護対策施設）各段階における動き

警戒事態 (EAL1)	施設敷地緊急事態 (EAL2)	全面緊急事態 (EAL3)	O I L 1 O I L 2
	<div data-bbox="280 511 583 578" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">放射線防護対策施設</div> <p data-bbox="222 654 444 682">＜屋内退避の準備＞</p> <ul data-bbox="241 696 618 756" style="list-style-type: none"> <li>放射線防護対策を行った区域へ即時避難困難者を移動</li> </ul>	<div data-bbox="734 511 1037 578" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">放射線防護対策施設</div> <p data-bbox="676 654 898 682">＜屋内退避の実施＞</p> <ul data-bbox="695 696 1072 792" style="list-style-type: none"> <li>放射線防護対策を行った区域でそのまま退避</li> <li>放射線防護装置を起動</li> </ul>	<div data-bbox="1226 511 1530 578" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">放射線防護対策施設</div> <div data-bbox="1304 614 1883 856"> <p data-bbox="1304 614 1555 642">＜一時移転等の実施＞</p> <ul data-bbox="1323 649 1883 706" style="list-style-type: none"> <li>適切な搬送体制の確保を待って一時移転等を実施</li> </ul> <p data-bbox="1304 756 1584 785">＜安定ヨウ素剤の服用＞</p> <ul data-bbox="1323 792 1883 856" style="list-style-type: none"> <li>災害対策本部からの指示により安定ヨウ素剤を服用</li> </ul> </div> <div data-bbox="1226 1149 1472 1216" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">病院（避難先）</div> <div data-bbox="1226 1230 1472 1298" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">広域福祉避難所</div>

＜屋内退避時の生活物資等の確保＞

- 放射線防護対策を行った施設には、屋内退避をした者が7日間を目安に生活できる食料及び生活物資等を確保するため、必要な備蓄と供給体制を整備

＜屋内退避時の放射線防護資機材の確保＞

- 放射線防護対策を行った施設の職員等が、活動できるよう放射線防護資機材を当該施設に備蓄

＜燃料、物質等の供給体制の確保＞

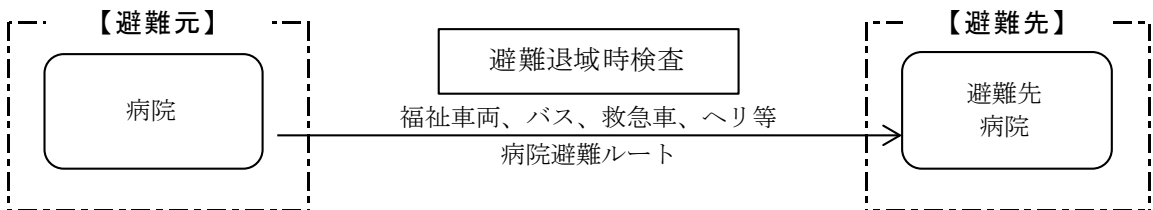
- 災害発生時において、放射性防護対策施設が屋内退避等を継続するための物資、燃料等が必要となった場合は、県が優先的に当該施設に補給を行い、屋内退避を継続できる体制を確保する。

放射性物質放出

# UPZ内入院患者の屋内退避、一時移転等

- 入院患者は、施設敷地緊急事態の段階で屋内退避の準備を行い、全面緊急事態の段階で屋内退避
- 島根県の入院患者の避難先となる病院は、あらかじめ島根県が関係機関及び隣接県と合意した調整方法に基づき、入院患者の病態に応じた避難先病院を確保
- 鳥取県の入院患者は、マッチング先である県東部・中部の病院に避難

## 各段階における入院患者の動き

警戒事態 (EAL1)	施設敷地緊急事態 (EAL3)	全面緊急事態 (EAL3)	O I L 1 O I L 2
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <b>病 院</b>            &lt;屋内退避&gt;         </div>	<div style="text-align: center;">  </div> <p>&lt;避難方法&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各病院で定められた避難計画に基づき、県が示すルートに従い避難</li> <li>島根県の入院患者の避難先については、必要となる病院の機能や病床の種別など様々であり、入院患者の状況も異なることから、スムーズに避難先が確保できるよう、あらかじめ島根県が関係機関及び隣接県と合意した調整方法に基づき、入院患者の病態に応じた避難先病院を確保</li> <li>鳥取県は、避難先となる病院とのマッチングが完了しており、計画に基づき避難を行うが、必要に応じて入院患者の容態等も踏まえ細部の調整を行う。</li> <li>なお、避難に伴うリスクを軽減するために、避難先となる病院での受け入れ準備や搬送手段の確保など避難体制が整ってから広域避難を実施</li> </ul> <p>&lt;避難手段&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>福祉車両、バス、ヘリコプター等の避難手段については、各病院が自ら確保できる避難手段の他は、県が、国、関係機関の協力を得て確保し、市と連携しながら各病院に手配</li> </ul>

放射性物質放出

# UPZ内施設入所者の屋内退避、一時移転等

- 施設入所者は、施設敷地緊急事態の段階で屋内退避の準備を行い、全面緊急事態の段階で屋内退避
- 施設入所者（鳥取県では入所者のうち配慮が必要な者）は、一般の避難所より生活環境が整った広域福祉避難所へ直接避難
- 福祉車両、ヘリコプター等の避難手段については、各施設が自ら確保できる手段の他は県が確保

各段階における施設入所者の動き

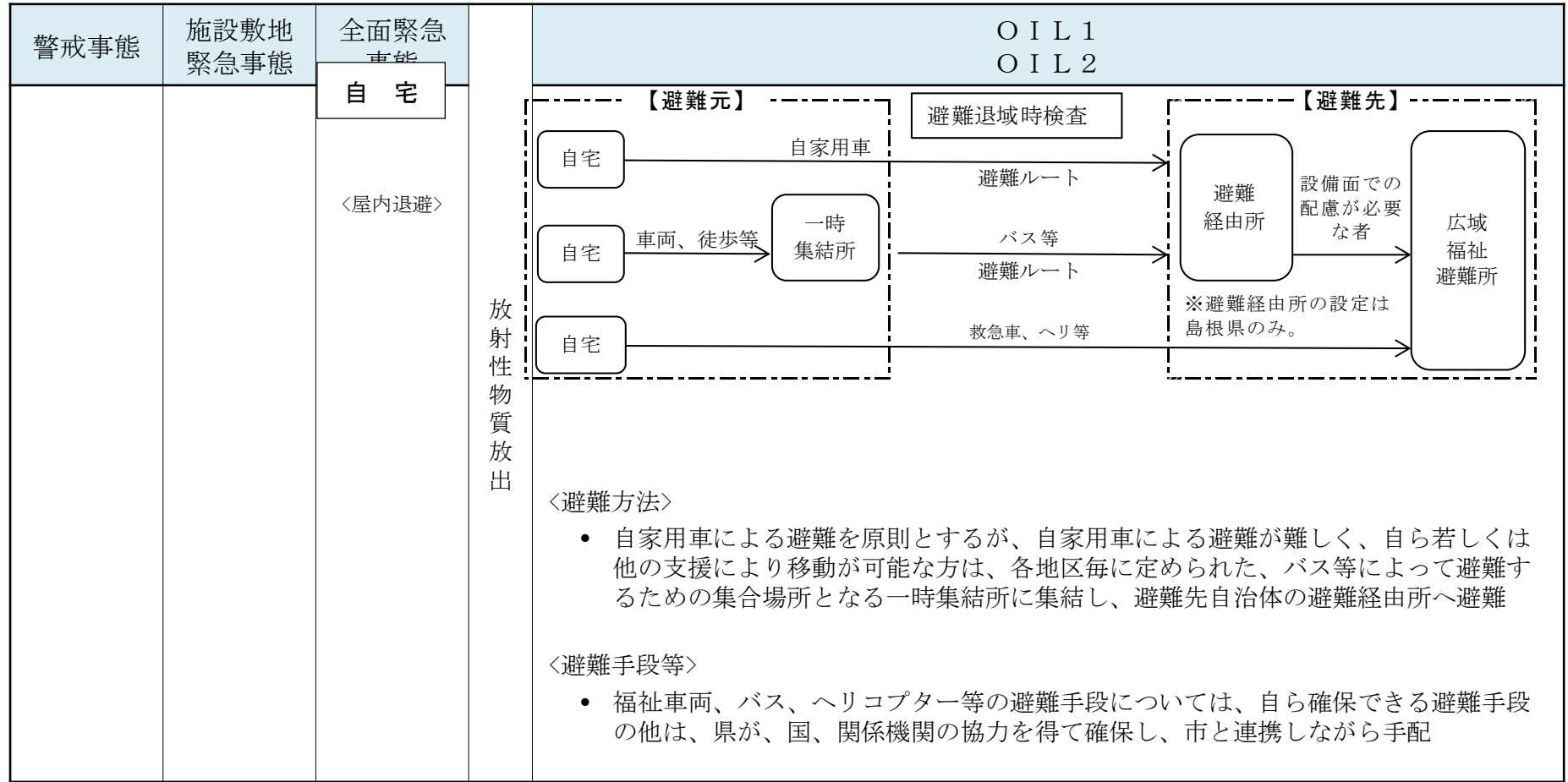
警戒事態 (EAL1)	施設敷地緊急 事態 (EAL2)	全面緊急事 態 (EAL3)	O I L 1 O I L 2
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">施 設</div> <p style="text-align: center;">〈屋内退避〉</p>	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>【避難元】</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: 80%; margin: 0 auto;">           社会福祉施設 (入所施設)         </div> </div> <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">避難退域時検査</div> <p>バス、福祉車両、ヘリ等 避難ルート</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>【避難先】</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: 80%; margin: 0 auto;">           広域 福祉避難所         </div> </div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">放射 性物 質放 出</p> <p>〈避難方法〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各社会福祉施設にて定められた避難計画に基づき、広域福祉避難所（または避難所）へ直接避難</li> <li>なお、避難に伴うリスクを軽減するために、広域福祉避難所での受け入れ準備や搬送手段の確保など避難体制が整ってから広域避難を実施</li> <li>鳥取県でも、避難計画に基づき避難所及び福祉避難所へ避難を行うこととしているが、避難所までの50kmを超えた避難が、避難行動要支援者等の過重な負担となり健康状態を悪化させないよう配慮し、状況によっては島根原子力発電所から30～50km圏内の施設への一時避難を検討する。</li> </ul> <p>〈避難手段〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>福祉車両、バス、ヘリコプター等の避難手段については、各施設が自ら確保できる避難手段の他は、県が、国、関係機関の協力を得て確保し、市と連携しながら各施設に手配</li> </ul>



# UPZ 内在宅の避難行動要支援者の屋内退避、一時移転等

- 在宅の避難行動要支援者は、施設敷地緊急事態の段階で屋内退避の準備を行い、全面緊急事態の段階で屋内退避（鳥取県では、放射線防護対策施設における一時的な屋内退避の実施を検討）
- 在宅の避難行動要支援者のうち、配慮が必要な者は、広域福祉避難所へ避難
- 福祉車両、ヘリコプター等の避難手段については、自ら確保できる手段の他は県が確保

各段階における在宅の避難行動要支援者の動き

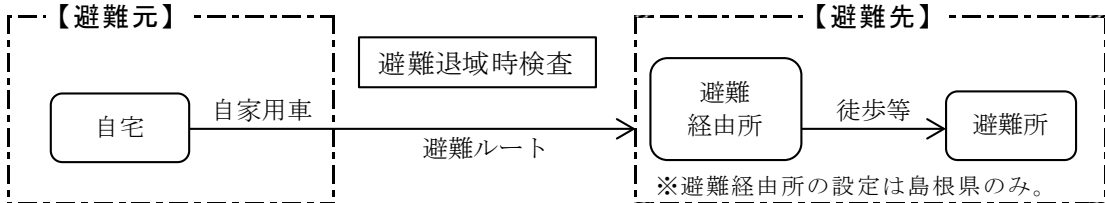




# UPZ内一般住民の屋内退避、一時移転等 ①（自家用車）

- 避難は、原則自家用車を利用
- 島根県は、各地区ごとに定められたルートを通して避難先自治体の「避難経由所」へ移動。避難経由所で指示を受け、開設済みの避難所へ移動
- 鳥取県は、各地区ごとに定められたルートを使用して、マッチング先である避難所へ移動。なお、避難指示が弓浜半島全域に出された場合は、島根原子力発電所からの距離に応じて段階的避難を実施

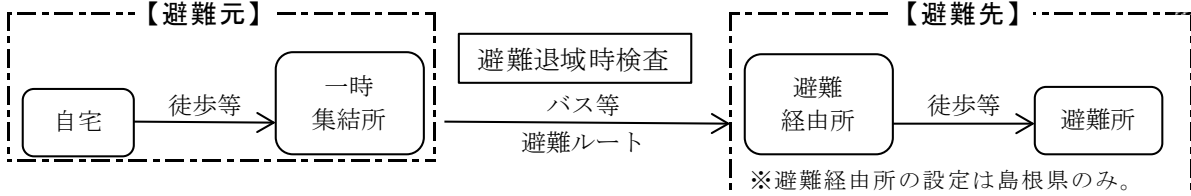
## 一般住民（自家用車で避難）の各段階における動き

警戒事態 (EAL1)	施設敷地緊急事態 (EAL2)	全面緊急事態 (EAL3)	
		自宅	
		〈屋内退避〉	<div style="text-align: center;"> <p>○ I L 1 ○ I L 2</p>  <p>※避難経由所の設定は島根県のみ。</p> </div> <p>放射 性物 質放 出</p> <p>〈島根県の避難方法〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 自家用車による避難が可能な方は、各地区毎に定められた避難ルートを通して、避難先自治体の目的地（施設）となる避難経由所へ移動</li> <li>• なお、渋滞の抑制や避難先での駐車場確保の観点から、原則乗り合わせ</li> <li>• 移動中は、急な放射性物質の放出に備え、車内への外気侵入防止など放射性物質を可能な限り取り込まない対応を行いながら避難することとし、安定ヨウ素剤服用指示があれば安定ヨウ素剤を服用してから避難</li> <li>• 避難経由所到着後、集結状況により段階的に順次開設される避難所へ移動</li> </ul> <p>〈鳥取県の避難方法〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 各地区ごとに定められた避難ルートを通して、マッチング先である避難所へ移動</li> <li>• 避難指示が弓浜半島全域に出された場合は、全体を4ブロックに分けて、島根原子力に近いエリアから5時間間隔で避難を行い、20時間で避難を完了する。</li> </ul>

# UPZ内一般住民の屋内退避、一時移転等 ② (バス)

- 自家用車による避難が難しい場合は、バス等で避難
- 島根県は、集合場所となる一時集結所へ集結し、県が確保するバス等により避難先自治体の「避難経路所」へ移動避難経路所で指示を受け、開設済みの避難所へ移動
- 鳥取県は、市があらかじめ定めた一時集結所に徒歩で集結した後、県等が手配するバス等の準備車両により指定された避難経路により避難所へ移動

## 一般住民（バス等で避難）の各段階における動き

警戒事態 (EAL1)	施設敷地緊急事態 (EAL2)	全面緊急事態 (EAL3)	放射 性物 質放 出	O I L 1 O I L 2
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <b>自 宅</b> </div> <p>〈屋内退避〉</p>		<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">【避難元】</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">【避難先】</div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">  </div> </div> <p>〈島根県の避難方法等〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自家用車による避難が難しい方は、各地区毎に定められた、バス等によって避難するための集合場所となる一時集結所に徒歩等によって集結し、県が確保するバス等による避難手段により、避難先自治体の避難経路所へ避難</li> <li>移動中は、急な放射性物質の放出に備え、車内への外気侵入防止など放射性物質を可能な限り取り込まない対応を行いながら避難することとし、安定ヨウ素剤服用指示があれば安定ヨウ素剤を服用してから避難</li> <li>集団避難におけるバス等の避難手段は、県が国、関係機関の協力を得て確保し、市と連携しながら一時集結所や学校など必要な場所に手配</li> <li>自家用車避難と同様に、避難経路所到着後、集結状況により段階的に順次開設される避難所へ移動</li> </ul> <p>〈鳥取県の避難方法等〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県は、市町村及び指定地方公共機関等の協力を得ながら、一時集結所からあらかじめ定めた避難所へ避難住民の輸送を実施</li> <li>県は、指定地方公共機関である県内バス事業者等のほか、必要に応じて直接あるいは関西広域連合を通じて県外バス事業者から輸送に必要な台数のバスを確保</li> <li>船舶及び航空機による輸送力の確保が可能な場合は、補完的手段としてこれらによる避難を実施</li> </ul>

# UPZ内輸送能力の確保

- UPZ内で一時移転等の対象となる区域は、UPZ内全域ではなく、その一部に留まることが想定されるが、UPZ内全域が一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保
- 必要となる輸送能力は、想定対象人数約31,093人、必要車両数693台に対して、島根県内及び鳥取県内バス会社の保有車両数は1,369台と必要台数を確保

		合計	松江市	出雲市	安来市	雲南市	米子市	境港市	備考
対象人数 (想定)	UPZ内人口	457,239	194,523	121,702	35,373	32,390	37,937	35,314	H27.8.31現在
	バスによる一時移転等 が必要となる住民	31,093	13,228	8,276	2,405	2,203	2,580	2,401	住民の6.8%がバスによる一時移転等が必要となる想定※1
必要車両台数		693	294	184	54	49	58	54	バス1台あたり45人程度の乗車を想定



バス会社保有台数	791台（島根）／578台（鳥取）	県内のバス会社から必要な輸送手段を調達
----------	-------------------	---------------------

※1 「原子力災害時における避難方法等の実態把握調査」に基づく想定

# 国、関係機関による輸送能力の確保

- 島根県及び鳥取県内の輸送手段では不足する場合の輸送能力の確保については、他県との応援協定に基づき、隣接県等から輸送手段を調達
- この手段により確保した輸送手段で対応できない場合、原子力災害対策本部からの依頼に基づき、国土交通省が関係団体、関係事業者に対し協力を要請
- 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織（自衛隊、警察、消防、海上保安庁）に支援を要請



# UPZ内輸送能力の確保（避難行動要支援者）

- 必要となる輸送能力は、想定対象人数約 人について、バス 台、福祉車両 台
- 必要となる輸送能力に対して、保有車両数は 台

**避難方法等の実態把握調査の結果を踏まえて要検討**  
 （他地域の「緊急時対応」においては記載なし）

車両乗車対象、必要時期、必要台数

			UPZ		
			放射性物質放出後		
乗車対象	乗員数	支援者数	バス	福祉車両 (車椅子)	福祉車両 (ストレッチャー)
避難行動要支援者					
入院患者					
施設入所者					
在宅者					
計					

車両確保先、確保時期、確保台数

県内					

## 9. 緊急時モニタリング

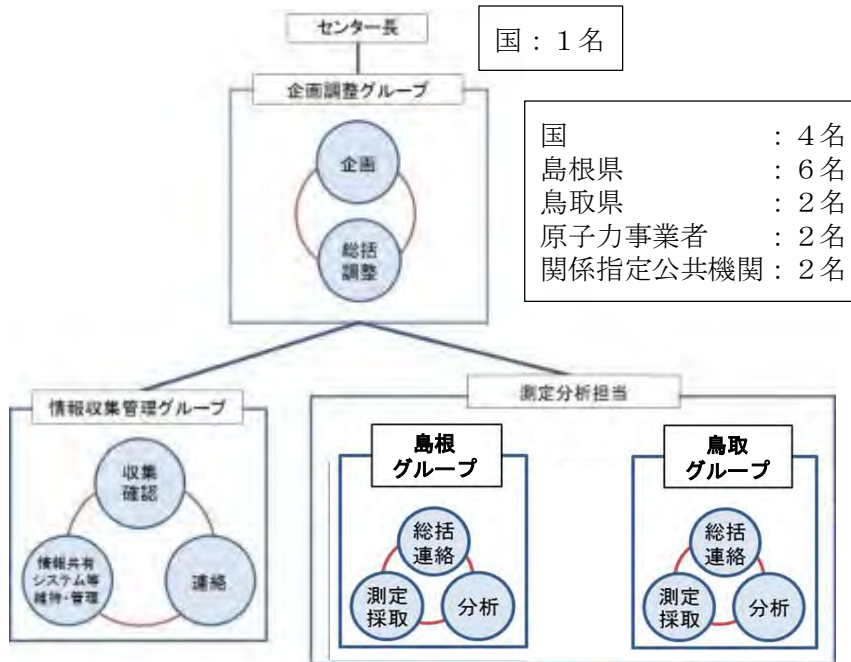
### <対応のポイント>

緊急時モニタリングの目的は、原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集とO I Lに基づく防護措置の実施の判断材料の提供及び原子力災害による住民等と環境への放射線影響の評価材料の提供にある。そのため、緊急時モニタリングでは、時間的・空間的に連続した放射線状況を把握する。



# 動員体制

- 警戒事態発生後、島根県及び鳥取県は「県モニタリング本部」を設置し、関係市、中国電力(株)等と連携して緊急時モニタリング計画に基づき緊急時モニタリングの準備を開始
- 施設敷地緊急事態に至った時点で、国は県等の協力を得て緊急時モニタリングセンター（EMC）を島根県に設置
- EMCの体制について、センター長、企画調整グループ及び情報収集管理グループを島根オフサイトセンターに、測定分析担当は、それぞれの県に拠点を設置
- 島根地方放射線モニタリング対策官事務所に、\_\_名を配置し、緊急時モニタリング体制を強化



## 企画調整グループ

緊急時モニタリングの企画調整を担い、緊急時モニタリングセンター内の活動に対する監督を行う。

## 情報収集管理グループ

中央との情報共有システムを維持・管理するとともに、緊急時モニタリングデータの一元的管理等を行う。

## 測定分析担当

緊急時モニタリングを実施する。

国 : 4名 (注1)  
島根県 : 8名  
鳥取県 : 2名  
原子力事業者 : 2名  
関係指定公共機関 : 2名

国 : 2名 (注1)  
島根県 : 10名 (注2)  
鳥取県 : 50名 (注2)  
原子力事業者 : 16名  
関係指定公共機関 : 12名

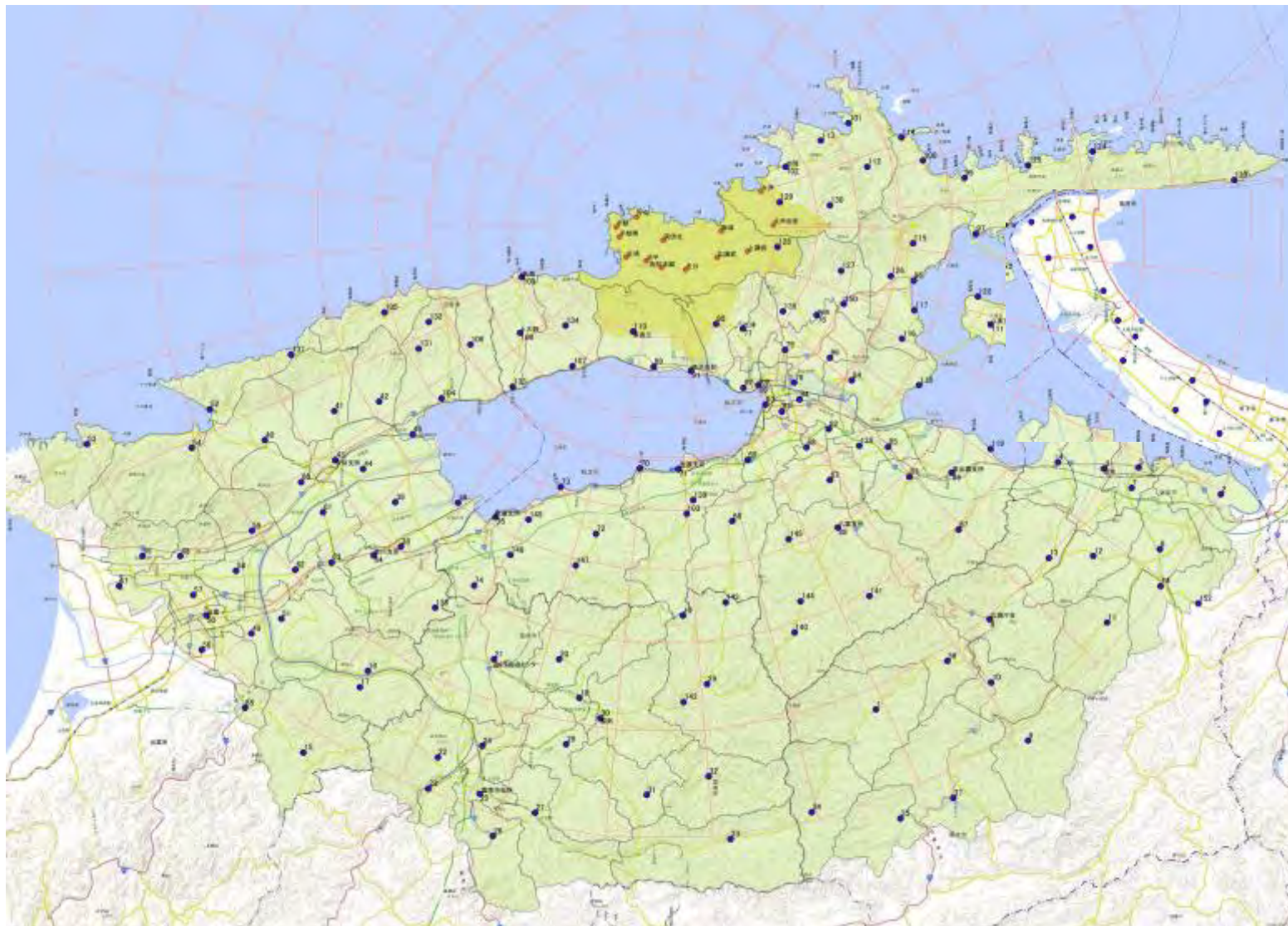
※ 構成員は交代要員を含む

注1 国から委託を受けた民間の機関を含む

注2 島根県・鳥取県の構成員は各県のモニタリング計画等に基づく



- ▶ 島根原子力発電所の周辺地域では、発電所から半径30 k m圏内を中心に186局（島根県161局、鳥取県12局、中国電力6局、国7局）の測定局を用いて24時間監視を行っている。



- ▶ モニタリングステーション（島根県10局、鳥取県2局）及びモニタリングポスト（島根県151局、鳥取県10局）で、発電所周辺地域の放射線量、放射性物質濃度を測定
- ▶ 電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線の強化を実施
- ▶ 万一、モニタリングステーション等が使えなくなった場合に備え、可搬型モニタリングポスト（島根県7台、鳥取県12台）を配備
- ▶ 放射線量、放射性物質濃度を測定する測定装置や機材を搭載したモニタリングカー等を配備

## 【島根県】



モニタリングステーション・モニタリングポスト  
(非常用発電機装備)



可搬型モニタリングポスト  
(常設、蓄電池装備)



簡易型モニタリングポスト  
(常設、太陽光パネル装備)



モニタリングカー

## 【鳥取県】



モニタリングステーション  
(非常用発電機装備)



可搬型モニタリングポスト  
(常設、蓄電池装備)



可搬型モニタリングポスト  
(常設、蓄電池装備)



モニタリングカー

## 10. 避難退域時検査及び簡易除染

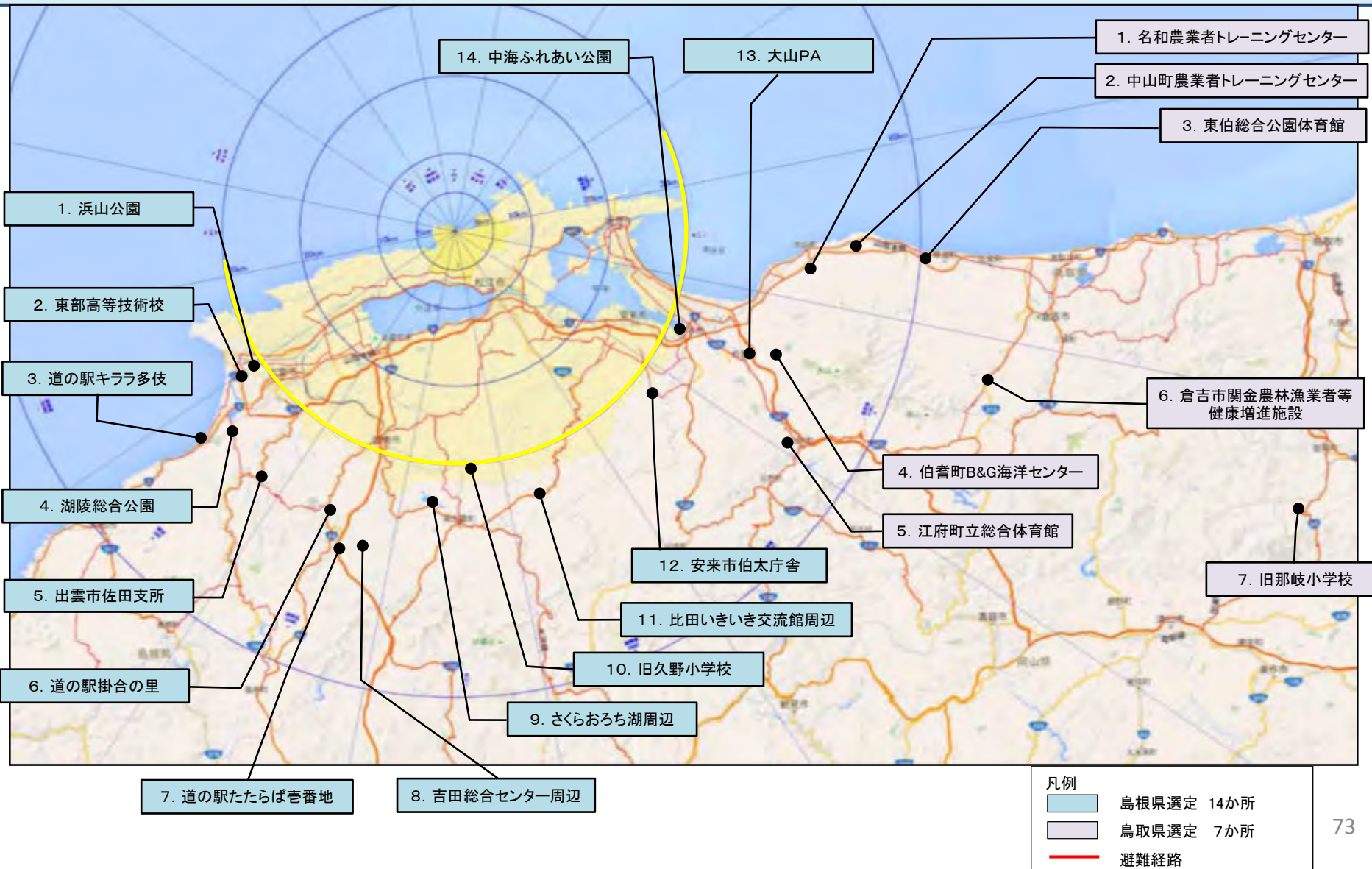
### <対応のポイント>

避難退域時検査は、国がO I Lに基づく防護措置の指示とともに地方公共団体に実施を指示し、これを受けた地方公共団体があらかじめ定めた実施計画に基づき実施することとなっている。



# 検査候補地

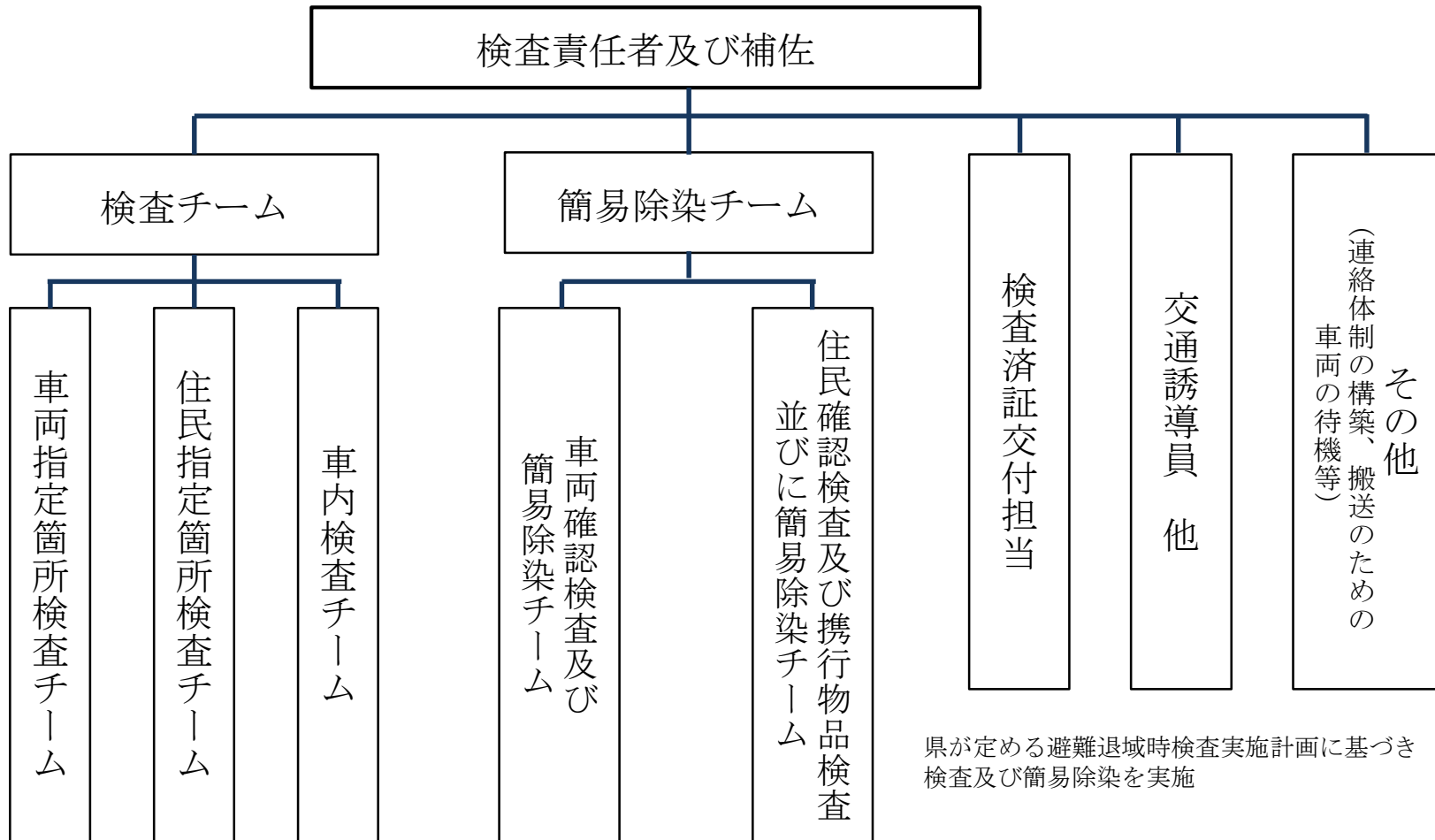
➤ 国の「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」を踏まえ、避難経路に面する場所又はその周辺に候補地を選定



# 検査体制、資機材

- 避難退域時検査は、島根県、鳥取県が中国電力(株)と連携し、国、関係自治体、関係機関の協力のもと運営
- 中国電力(株)は、備蓄資機材を活用し、\_\_\_\_\_人程度の要員を避難退域時検査場所へ動員
- 指定公共機関（放射線医学総合研究所・日本原子力研究開発機構）は、国及び関係自治体からの要請に基づき、要員及び資機材による支援を実施

避難退域時検査及び簡易除染の体制（例）



県が定める避難退域時検査実施計画に基づき  
検査及び簡易除染を実施

# 量子科学技術研究開発機構による協力体制

- ▶ 量子科学技術研究開発機構（千葉市）は、緊急時、国及び関係自治体の要請に基づき、オフサイトセンターに専門家、救急搬送車両等を派遣
- ▶ 必要に応じ、避難退域時検査等における指導・協力を実施。また、本所からは、被ばく医療に関する相談への指導・助言も実施

オフサイトセンター  
(OFC)



(いずれの車両も衛星通信回線を装備)



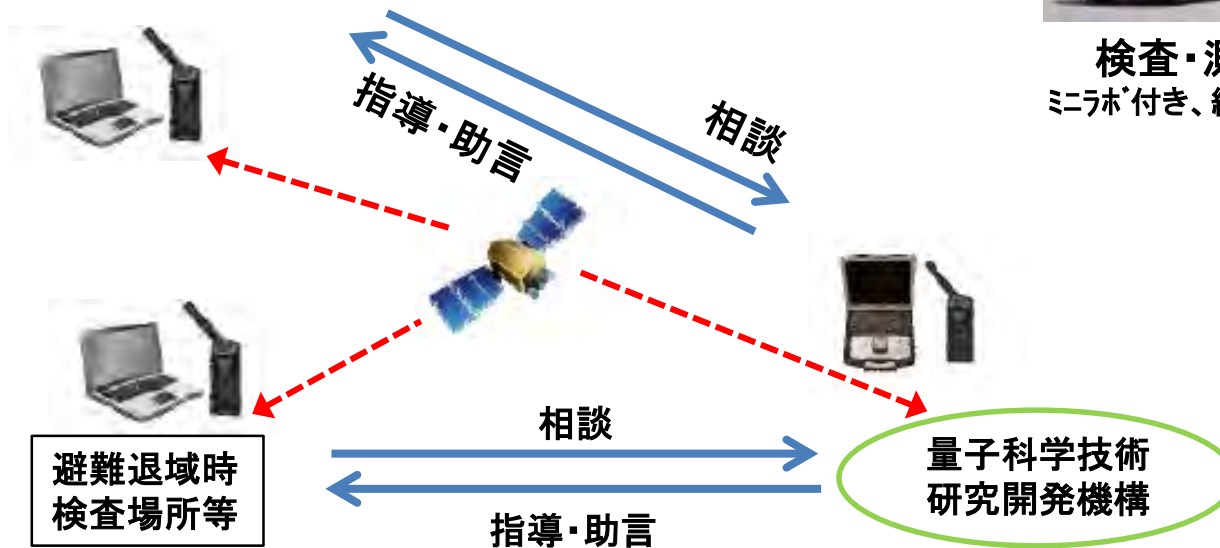
支援車  
現場指揮、  
資機材・人員搬送



検査・測定車  
ミニホップ付き、線量評価測定



大型救急車  
患者搬送



2011.03 福島第一原子力発電所の事故時におけるOFC(大熊町)での活動





- ▶ 日本原子力研究開発機構は緊急時において、原子力緊急時支援・研修センター（茨城）が窓口となり、国及び関係自治体の要請に基づき、避難退域時検査場所における検査指導等の協力を実施するとともに、検査等に関する資機材、車両による支援も実施
- ▶ また、オフサイトセンターや緊急時モニタリングセンター（EMC）等へ専門家を派遣



放射線防護資機材



移動式体表面測定車



資機材運搬車



移動式全身測定車



※平成23年東日本大震災時における  
日本原子力研究開発機構の活動



作業員の内部被ばく測定



緊急被ばく医療のための受入体制構築

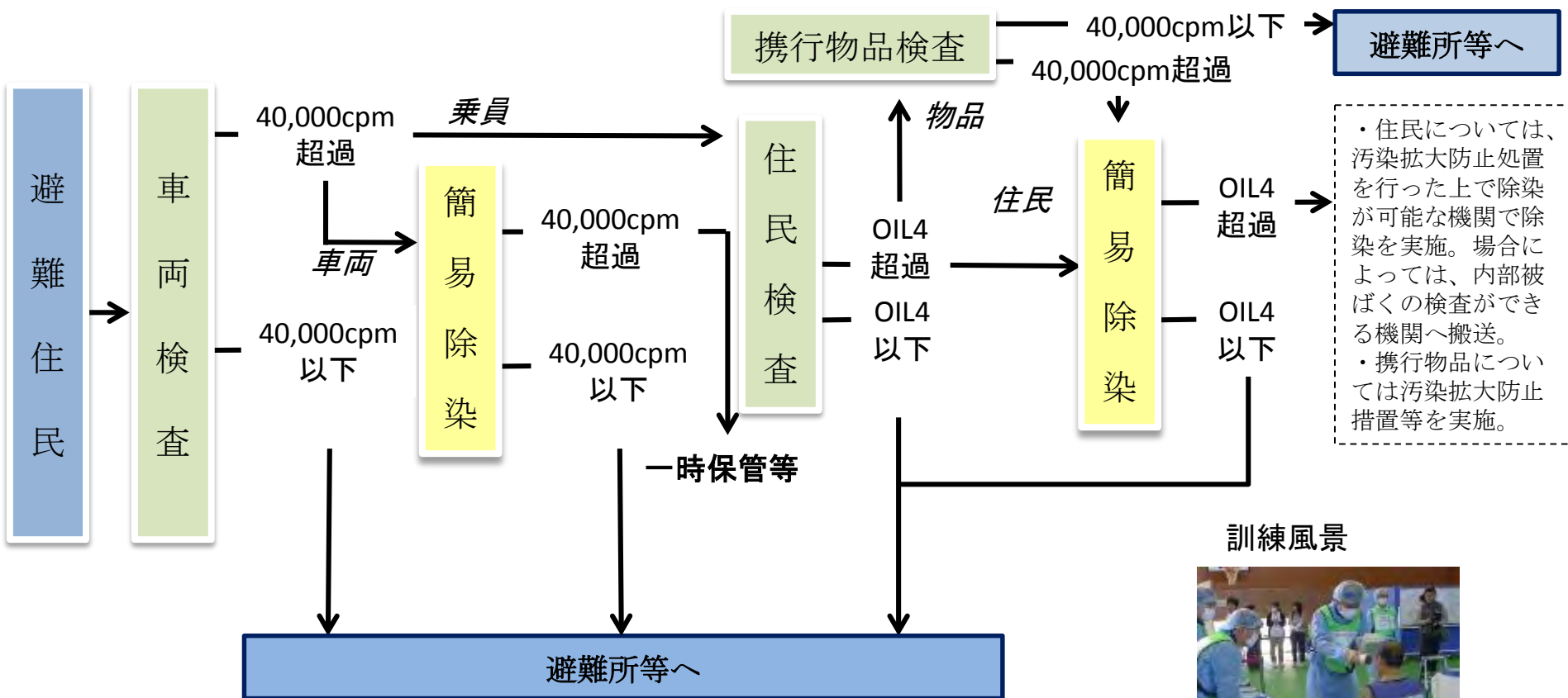


緊急時モニタリング



# 検査手順等

- 避難退域時検査は、自治体職員、原子力事業者、放射線技師等により以下のフローで実施
- 検査要員は、検査及び簡易除染が実践できるよう、放射線の基礎等の講義及び機器の取り扱い実習を含む研修を受講



※ 避難時の除染や緊急事態応急対策活動等により発生した汚染水・汚染付着物等については原子力事業者が処理。

※ 車両の一時保管が必要となった場合は、原子力事業者の協力の下、保管場所を確保。



# 11. 安定ヨウ素剤

## <対応のポイント>

放射性ヨウ素は、身体に取り込まれると、甲状腺に集積し、数年～十数年後に甲状腺がん等を発生させる可能性がある。このような内部被ばくは、安定ヨウ素剤をあらかじめ服用することで低減することが可能である。このため、放射性ヨウ素による内部被ばくのおそれがある場合には、安定ヨウ素剤を服用できるよう、その準備をしておく必要がある。